

2. チェックシート

①事業全体

| チェック事項 | 関係課 | 申請書類及び記載個所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | |
|------------------------------|--------|---|--------|-----------------|--------|-------|
| | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 |
| 申請手続きが要綱等に則していること | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 申請にあたっての各種様式 2名以上の組織等であることが確認できる書類 施行区域内に所有権等を有している者の一覧表 施行区域内に所有権等を有していることが確認できる資料 施行区域内に所有権等を有している者の同意書 | | | | |
| 地区面積 | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/25,000 以上の施行地区位置図 縮尺 1/2,500 以上の施行地区区域図 縮尺 1/2,500 以上の従前敷地区 縮尺 1/2,500 以上の従後敷地区 求積図 公図写し 登記事項証明書 | | | | |
| 敷地規模 | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/25,000 以上の施行地区位置図 縮尺 1/2,500 以上の施行地区区域図において、幅員 6m 以上の道路に 4m 以上接していることが確認できる記載 縮尺 1/2,500 以上の従後敷地区において、一定以上の空地を確保していることが確認できる記載 | | | | |
| 事業成立性 *事業要件確認審査会までに提出 | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 資金計画書 収入において、確実であると認められる資料 支出において、適正かつ合理的な基準により算出されていることが確認できる資料 事業を円滑に実施するために必要な資金の調達の見込みが確実であることが確認できる資料 年次キャッシュフロー及び補助金算出基準等が適切であることが確認できる資料 | | | | |
| 事業施行期間の適正 *事業要件確認審査会までに提出 | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 事業施行期間及び事業工程が確認できる資料 | | | | |
| 事業推進体制 *事業要件確認審査会までに提出 | 市街地整備課 | <ul style="list-style-type: none"> 事業推進体制が確認できる資料 | | | | |

②必須項目

| 評価項目 | チェック事項 | 関係課及び関連計画 | 評価の視点等 | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|------|--------|--|--|-------------------------|---|-----|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 | 査定部会 | 審査委員会 | |
| 1 | 敷地の共同化 | 2筆以上の敷地の共同化を行うこと (地権者が2人の場合) 200㎡未満の敷地又はその形状が不整形である敷地等を含むこと | 市街地整備課 まちづくり政策課 →沼津市中心市街地 まちづくり戦略 市街地整備課 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・縮尺 1/25,000 以上の施行地区位置図 ・縮尺 1/2,500 以上の施行地区区域図 ・縮尺 1/2,500 以上の従前敷地図 ・縮尺 1/2,500 以上の従後敷地図 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・公図写し ・登記事項証明書 | | | | |
| 2 | 建物の耐震化 | 施設建築物が耐震等級2以上に相当する耐震性能、又は免震・制震構造を有すること | 市街地整備課 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・公共施設の設計概要 ・建設する住宅概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物各階平面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物断面図 ・縮尺 1/500 以上の公共施設平面図 【添付書類】 ・関係法令（建築基準法、消防法等）に適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| 3 | 建物の不燃化 | 施設建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること | 市街地整備課 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・公共施設の設計概要 ・建設する住宅概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物各階平面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物断面図 ・縮尺 1/500 以上の公共施設平面図 【添付書類】 ・関係法令（建築基準法、消防法等）に適していることが確認できる協議記録 | | | | |

②必須項目（続き）

| 評価項目 | チェック事項 | 関係課及び関連計画 | 評価の視点等 | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | |
|---------------------|---|---|-------------------------|---|--------|-----|--------|-------|
| | | | | | 申請者 | 審査者 | 査定部会 | 査定委員会 |
| 4 災害発生時の避難活動等の経路の確保 | 敷地内の避難通路に有効幅員を確保していること | 市街地整備課 危機管理課 →沼津市地震・津波アクションプラン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・関係法令（建築基準法、消防法等）に適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 避難経路上に迅速避難を妨げる要因が無いこと | | | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・関係法令（建築基準法、消防法等）に適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 接道部の無電柱化を行うこと（電線共同溝の整備を行う場合は、計画の作成主体と民有地理設物件の移設等について協議すること） | 市街地整備課 道路管理課 上水道工務課 下水道整備課 危機管理課 →沼津市国土強靱化地域計画 | | 【申請書類】 ・縮尺 1/2, 500 以上の従前敷地区 ・縮尺 1/2, 500 以上の従後敷地区 ・縮尺 1/500 以上の公共施設平面図及び横断図 【添付書類】 ・関係管理者（東京電力等）と事業推進方法及び事業方法について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| 5 歩行者空間・動線の移動円滑化 | 施行区域内の歩行者用通路について、バリアフリー法に基づいて高齢者や障がい者を含む全ての人が安全かつ快適に通行できる配慮がされていること | 市街地整備課 まちづくり指導課 →沼津市景観計画 社会福祉課 →沼津市地域福祉計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築敷地の設計概要 ・公共施設の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 ・縮尺 1/500 以上の公共施設平面図 【添付書類】 ・バリアフリー法に適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| 6 駐車場機能の配置適正化、高度化 | （敷地内に駐車場を設置する場合）敷地の有効利用を図るとともに、歩行者の通行の安全性に配慮されていること（駅まち環状内のシンボルロード[i]側からの車両進入は禁止するものとする） 平面駐車場は無機質な舗装は避け、市街地環境に馴染む備えとすること。 | 市街地整備課 まちづくり政策課 →沼津市中心市街地まちづくり戦略 →沼津市都市空間デザインガイドライン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・関係法令（建築基準法、道路交通法等）及び関係計画（沼津市中心市街地まちづくり戦略等）に適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| 7 駐輪場機能の充実 | 駐輪場の設置台数について、施設の用途ごとに開発許可指導技術基準に定める標準台数を確保すること | 市街地整備課 まちづくり政策課 →沼津市自転車活用推進計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |

②必須項目（続き）

| 評価項目 | チェック事項 | 関係課及び関連計画 | 評価の視点等 | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | |
|----------------------------------|--|---|--|---|--------|-----|--------|-------|
| | | | | | 申請者 | 審査者 | 査定部会 | 査定委員会 |
| 8 施設の配置・構成 | 低層部を店舗・業務機能などの沼津市立地適正化計画に位置付ける生活利便機能、中層部以上を住宅機能で構成する複合施設とする 例外として、住宅機能を含まない建物を建築する場合は、沼津市立地適正化計画に位置付ける生活利便機能施設を2以上配置しなければならない | 市街地整備課 まちづくり政策課 →沼津市立地適正化計画 →沼津市まちなか居住促進計画 | 申請書類にチェック事項の内容（生活利便機能については立地適正化計画 p48 参照）が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物各階平面図 | | | | |
| | 整備を計画する生活利便機能及び住宅機能について、需要者像を明らかにすること | 市街地整備課 | 申請書類にチェック事項の内容（場所や機能に関する必要性等）が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・建設する住宅概要 | | | | |
| | 施設建築物の用途は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく風俗営業、性風俗関連特殊営業等に該当しないこと | 市街地整備課 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 | | | | |
| 9 公開空地や緑化空間等の創出 | 仲見世商店街、（都）沼津駅沼津港線、（都）三枚橋錦町線以外の道路に面する建築物の壁面はセットバックし、歩行者の通行等または植栽等が可能な空地を確保すること （周辺状況にあったセットバックとなっていること） | 市街地整備課 まちづくり指導課 まちづくり政策課 →沼津市都市空間デザインガイドライン 緑地公園課 →沼津市緑の基本計画 →沼津市パークマネジメントプラン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・公共施設の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・関係者（各商店街、緑地管理者等）と整備方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 施行区域内の緑化面積について、開発許可指導技術基準に定める植栽率に準ずること 壁面緑化や敷地境界部の植栽、プランターなどにより、まちなかの緑を補完すること | 市街地整備課 まちづくり指導課 まちづくり政策課 →沼津市都市空間デザインガイドライン | | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・公共施設の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| 10 周辺のまちなみとの調和と連続性、歩行者空間のにぎわいの演出 | 仲見世商店街及び（都）沼津駅沼津港線、（都）三枚橋錦町線のアーケードに面する建築物の壁面は、にぎわいの連続性を分断するような広がった間隔でのセットバックを避けること。併せて、雨天時に歩行者が濡れずに歩けるような対策を行うこと。 | 市街地整備課 まちづくり政策課 →沼津市都市空間デザインガイドライン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物各階平面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物断面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・関係者（各商店街等）と整備方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 建築物の外観や空地の舗装、付帯設備やバックヤードの表出等については、沼津駅周辺地区の景観形成基準および沼津市都市空間デザインガイドラインと整合し、統一感のあるまちなみの創出を意識すること | 市街地整備課 まちづくり指導課 まちづくり政策課 →沼津市都市空間デザインガイドライン | | 申請書類 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物各階平面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築物断面図 ・縮尺 1/500 以上の施設建築敷地平面図 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |

(脚注)

[i] 駅まち環状内のシンボルロード

沼津駅南側に位置する（都）三枚橋錦町線と（都）沼津駅沼津港線を指す

[ii] 沼津市公共空間再編整備計画・沼津市都市空間デザインガイドライン

沼津市公共空間再編整備計画：沼津市中心市街地まちづくり戦略で示された「中期（5～15年）」のまちの姿の実現に向けて、公共空間の再編として取り組むべき事項や施策の方向性、進め方等を定めたもの

沼津市都市空間デザインガイドライン：民間と沼津市が取り組む民間敷地・建物と公共空間を含むまちなみづくりのガイドラインを示すもの

③選択項目

1) 「施設建築物の整備・維持管理」

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載個所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|---------|--------------------------|---|-----------------------------|---|---|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ①環境負荷低減 | 1-1-1 省エネルギー対策の実施 | ・温室効果ガスの排出削減、省エネルギー、新エネルギー[i]技術の導入等の促進 | 環境政策課 →沼津市環境基本計画 | 申請書類にチェック事項の内容（ZEB[ii]の省エネルギー性能の目標値に達する方法や仕組み）が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・建設する住宅概要 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 1-1-2 産業廃棄物の発生抑制対策の実施 | ・資源の再使用、再資源化の推進 | 環境政策課 →沼津市環境基本計画 | | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・建設する住宅概要 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| ②防災力の強化 | 1-2-1 防災施設の整備 | ・誰もが使える一時避難場所やかまどベンチ等の防災設備の確保 ・減災対策（水害対策を考慮した機械室等の配置、雨水流出抑制対策など） | 危機管理課 →沼津市地震津波対策アクションプラン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか ※「共助」例：防災機能（かまどベンチ等）の設置 | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・関係者（各商店街等）と整備方針について合意していることが確認できる協議記録 ・適していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 1-2-2 防犯設備の整備 | ・地域の防犯性の向上（防犯灯や防犯カメラの設置など） | 生活安心課 | 申請書類にチェック事項の内容（地域や警察との協力関係等含）が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・事業後の管理運営に関する書類 ・設置設備の仕様書及び運用方針書類等 【添付書類】 ・関係者（各商店街、警察等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

両項目を満たし1項目とする。

両項目を満たし1項目とする。

1) 「施設建築物の整備・維持管理」(続き)

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|--------------|-----------------------------|---|---|---|---|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ③公園緑地のマネジメント | 1-3-1 公開空地、緑地等の活用方針の構築 | ・敷地内に創出した公園緑地を活用した、地域コミュニティとの協働による多彩な活動の運営管理の仕組みの構築 | 緑地公園課 →沼津市緑の基本計画 →沼津市パークマネジメントプラン | 申請書類にチェック事項の内容(市民の憩いの場の創出)が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・建設する住宅概要 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・関係者(各商店街等)と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 1-3-2 公開空地、緑地等の維持管理方針の構築 | ・敷地内に創出した公園緑地を対象とした、地域コミュニティとの協働による維持管理の仕組みの構築 | 緑地公園課 →沼津市緑の基本計画 →沼津市パークマネジメントプラン | 申請書類にチェック事項の内容(マンションの管理規約案への記載等)が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・施設建築敷地の設計概要 ・建設する住宅概要 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・関係者(各商店街等)と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

両項目を満たし1項目とする。

【選択項目1)「施設建築物の整備・維持管理」脚注】

[i] 省エネルギー、新エネルギー

省エネルギー：化石燃料などの限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいう

新エネルギー：技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの

[ii] ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物

(資源エネルギー庁 HP より)

2) 「施設建築物の導入・運営」

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | |
|---|--|---|-------------------------|--|--------|-----------------|--------|-------|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 |
| ① まちなか居住の促進 2-1 職住近接型生活様式につながる機能・施設の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・職住近接型生活様式[i]の促進 ・公民連携による移住希望者の受入支援体制の充実 ・仕事と家庭が両立できる環境の実現（ワークライフバランス） ・ニューノーマルに対応した働き方の転換（テレワークなど） | まちづくり政策課 → 沼津市まちなか居住促進計画 子育て支援課 → 沼津市子ども子育て支援計画 商工振興課 → 沼津市商工業振興ビジョン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| ② まちなかの求心力向上 2-2-1 商業施設の導入と運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある個店の集積によるエリア価値の向上 ・商店街などの周辺商店と連携した回遊性やにぎわい創出の場の提供 ・インバウンド需要の取り込み促進、外国人旅行者にも利用しやすい施設整備 | 商工振興課 → 沼津市商工業振興ビジョン 観光戦略課 → 沼津市観光振興ビジョン | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | | | | | | | | |

いずれか1項目を満たし1項目とする。

2) 「施設建築物の導入・運営」(続き)

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|-------------------|---------------------|--|--------------------------|-------------------------|--|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ③ 子育て支援の充実 [E] | 2-3-1 民間保育所の導入 | ・誰もが必要とする保育サービスが受けられる場の確保 (待機児童の発生抑制) | 子育て支援課 →沼津市子ども子育て支援計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ※例：「延長・休日・一時保育の実施がある」、「病児・病後児保育の充実」、「預かり保育の充実」を実現できるサービス等 【添付書類】 ・適していることが確認できる県や市との協議記録 ・関係者（商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-3-2 民間学童保育等の導入 | ・子供の地域での居場所づくり | 子育て支援課 →沼津市子ども子育て支援計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる県や市との協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-3-3 子育て支援施設の導入 | ・子育て支援の拠点やネットワークの充実 ・子育て世代の支援体制の充実 | 子育て支援課 →沼津市子ども子育て支援計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる県や市との協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

いずれか1項目を満たし1項目とする。

2) 「施設建築物の導入・運営」(続き)

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|----------------|--------------------|---|---|-------------------------|--|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ④ 地域福祉・医療機能の充実 | 2-4-1 福祉施設の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏[iii]に配慮した福祉施設の適正配置 高齢化社会に対応した地域福祉の充実 | 長寿福祉課 →沼津市高齢者保健福祉計画 社会福祉課 →沼津市地域福祉計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 ※採用とする施設一覧[iv] 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者(各商店街等)と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-4-2 健康増進機能の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 健康維持、増進、疾病予防を目的とした、体を動かす日常の習慣づくりの支援 | 健康づくり課 →沼津市健康増進計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者(各商店街等)と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-4-3 医療施設の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 地域医療及び救急医療体制の連携、充実 | 健康づくり課 →静岡県地域医療構想 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・関係者(商店街や医師会等)と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

いずれか1項目を満たし1項目とする。

2) 「施設建築物の導入・運営」(続き)

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|------------|-----------------------|---|--|-------------------------|---|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ⑤市民交流活動の支援 | 2-5-1 地域交流施設の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 市民等の団体間における連携を推進するためのネットワーク構築 地域の居住者、または来街者と地域の居住者のためのコミュニティ活動増進 | 地域自治課 →沼津市市民協同に関する基本指針 資産活用課 →沼津市公共施設マネジメント計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 <ul style="list-style-type: none"> 設計説明書 施設建築物の設計概要 周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 事業後の管理運営に関する書類 ※機能例：市をPRするパンフレット置き場を無償で提供、情報発信するデジタルサイネージ等の設置 無償でNPO法人のチラシが置けるスペースの設置 地区センターの設備に準じ、机と椅子の設置 | | | | |
| | 2-5-2 生涯学習施設[v]の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 社会教育事業や文化活動を通じ、地域や多世代交流に資する機能の充実 | 教育企画課 →沼津市教育基本構想 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 <ul style="list-style-type: none"> 設計説明書 施設建築物の設計概要 周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> 適していることが確認できる協議記録 関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

いずれか1項目を満たし1項目とする。

2) 「施設建築物の導入・運営」(続き)

| 評価項目 | 目指すべき取組の方向性 | 関係課及び関連計画 | 審査者 (市街地整備課) | 申請書類及び記載箇所 | 申請時確認欄 | | 査定時確認欄 | | |
|----------------|--------------------------|---|---|-------------------------|--|-----------------|--------|-------|--|
| | | | | | 申請者 | 審査者 (市街地整備課) | 査定部会 | 査定委員会 | |
| ⑥ ヒト中心の公共空間の創出 | 2-6-1 駐車場機能の配置適正化、高度化 | ・通過交通の抑制を目的とした「駅まち環状」の区域外における生活利便施設用の共同駐車場の確保 | まちづくり政策課 →沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-6-2 カーシェアリングの導入 | ・自動車依存の低減（駅前の自動車交通負荷の軽減、環境負荷の低減） | まちづくり政策課 →沼津市中心市街地まちづくり戦略 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |
| | 2-6-3 多様なモビリティサービスの拠点設置 | ・自動車依存の低減（公共交通・自転車等の利用促進） ・地域資源を活用したツーリズムの推進 | まちづくり政策課 →沼津市自転車活用推進計画 →沼津市地域公共交通計画 | 申請書類にチェック事項の内容が記載されているか | 【申請書類】 ・設計説明書 ・施設建築物の設計概要 ・周辺の機能に関する調査結果及びそれを基にした導入機能の必要性等に関する書類 ・事業後の管理運営に関する書類 【添付書類】 ・適していることが確認できる協議記録 ・関係者（各商店街等）と整備方針及び運用方針について合意していることが確認できる協議記録 | | | | |

いずれか1項目を満たし1項目とする。

【選択項目2)「施設機能の導入、運営」脚注】

[i] 職住近接型様式

職住近接型生活様式とは、職場環境と住環境が近接又は一緒の生活様式をいう
また、コワーキングスペースなどもその一部とする
例としては、リモートワークが定着した場合などにおいて、家庭環境におけるリモートワークを行う場合がこれにあたる

[ii] 子育て支援施設の導入

本項目における民間保育所、民間学童保育、子育て支援施設については社会福祉法第2条より、以下の事業を行う施設とする
児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（厚生労働省HPより）

[iii] 日常生活圏域

日常生活圏域は、介護保険計画において、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して定める区域国では概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域
→市は4圏域を設定（第9次沼津市高齢者保健福祉計画）

[iv] 採用とする施設一覧

社会福祉法第2条に定められているものとする

[v] 生涯学習施設

本事業における生涯学習施設は、「日本標準産業分類 大分類O-教育、学習支援 中分類82 小分類821、822、823、824、829に分類されるもの」の内、右表赤枠内を生涯学習施設と定義する

| | |
|--|---|
| 中分類 82 その他の教育、学習支援業 820 管理、補助的経済活動を行う事業所 (82その他の教育、学習支援業) 8200 主として管理事務を行う本社等 8209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 | 822 職業・教育支援施設 8221 職員教育施設・支援業 8222 職業訓練施設 8229 その他の職業・教育支援施設 |
| 821 社会教育 8211 公民館 8212 図書館 8213 博物館、美術館 8214 動物園、植物園、水族館 8215 青少年教育施設 8216 社会通信教育 8219 その他の社会教育 8299 他に分類されない教育、学習支援業 | 823 学習塾 8231 学習塾 824 教養・技能教授業 8241 音楽教授業 8242 書道教授業 8243 生花・茶道教授業 8244 そろばん教授業 8245 外国語会話教授業 8246 スポーツ・健康教授業 8249 その他の教養・技能教授業 829 他に分類されない教育、学習支援業 8299 他に分類されない教育、学習支援業 |